

「大正デモクラシー」の再検討

0.はじめに

Q.何故歴史を扱うのか？大正時代と現代に何の関係が？

A.歴史的な経緯というものとは決して無視できない。過去、現在、未来は決してバラバラに存在しているのではない。例えば日本ではGHQ占領下の民主化政策を境に政治的な断絶が存在するという主張がなされることがあるが、戦後の政治で重要な役割を果たした幣原喜重郎や鳩山一郎などを想像すれば、戦前の政治と戦後の政治とは強い関連性があると考えることが出来る。

坂野潤治の指摘：明治以来、日本は政治制度や政治思想のほとんどを欧米から輸入し続け、自国内で以前出た主張が省みられることが少なかった。

⇒結果、新しい制度や思想が導入される度に古いものは駆逐され、どれも一時的な支持しか得られなくなる。(Ex.天皇機関説、民本主義)

今回の内容についての私の問題設定

- ・アメリカの中東民主化政策のモデルとしてしばしば日本が挙げられ、それに対して「大正デモクラシー」を例にとった反論が試みられることがあるが、果たして戦前日本に民主主義は存在したのか？
- ・明治憲法体制の不備が戦争を招いたという指摘
→戦前において憲法の欠陥は気付かれなかった？または放置されていた？

1.大正デモクラシーとは？

一般に日露戦争後(1905年)から男子普通選挙成立(1925年)までの20年間に見られた、民主主義的・自由主義的傾向のことを指す。

democracy[demo-(民衆)+-cracy(統治)]

: 1. [U] 民主主義、民主政治、民主政体、民主制

2. [U] 民主(主義)国家、民主国、民主社会

3.~6. 略

(ジーニアス英和大辞典より)

2. 大正期における政治的争点

《政策》

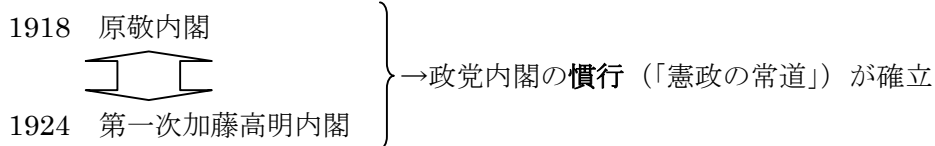
- ・ 政治的民主化
 - (i) 政党内閣制確立
 - (ii) 男子普通選挙実現
 - ・ 財政
 - 軍拡
 - 公共事業拡大
 - 減税
- } → 積極財政 or 消極財政

《外交》

- ・ 対列強……海軍：対米関係悪化
 - ・ 対中国……陸軍：対中進出
- } → 軍拡要求

3. 大正期における民主主義的傾向

① 政友会や憲政会系の政党が藩閥・官僚に対し政治的比重を拡大した



※ 明治憲法体制下では政党内閣の慣行を裏付ける法的根拠は無く、元老西園寺公望の個人的判断に依存

立憲政友会(旧自由党の流れ)

……地方名望家層が主な支持母体

地方での公共事業を通じて支持を得るため積極政策をとる

憲政会系(旧立憲改進黨の流れ)

……中小商工業者や都市中下層民など都市住民が支持母体

減税などの消極財政政策をとる

② 民衆運動の影響力増大

1905 日比谷焼打ち事件

1913~14 第一次護憲運動

1920 男子普選要求大示威行進

1924 第二次護憲運動

※ 「民衆運動」とは言っても暴動の一種に過ぎず、その意味で「民主主義的」傾向と呼べるのかという疑問が生じる。また、これらを支持したのは政友会に反発する都市知識人、ジャーナリスト、急進自由主義政党などの**都市住民**であり、都市住民の要求の高まりを示す以上のものではない。

4. 第一次世界大戦の影響

- ・ ドイツ、ロシア、オーストリア＝ハンガリー、オスマン＝トルコといった大国で相次ぐ帝政の崩壊
- ・ アメリカ参戦とロシア革命の影響による世界的な民主主義的潮流
- ・ 民族主義の高揚 (Ex. 三・一独立運動、五・四運動)

天皇制国家＝「国体」の危機

大戦中の経済発展 → 労働階級・新中間層の増大に伴う社会運動の活発化

対応策①立憲主義の拡大

- ・ 政党内閣の慣行確立
- ・ 男子普通選挙実現による大衆の政治参与

②抑圧の強化 (Ex. 治安維持法の制定)

5. 大正デモクラシーの理論的指導者

(i) 美濃部達吉の「天皇機関説」

……主権の主体を法人としての国家とし、君主である天皇は国家の最高機関であるとする憲法学説。政党内閣制の理論的根拠となった。1935年に天皇機関説問題が起こり、岡田啓介内閣は国体明徴声明を出して天皇機関説を退ける。

大日本帝国憲法 第1条 [天皇による統治]

大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス

※天皇を国家とその他の諸機関の間に存在する最高機関として設定、天皇を統治者としたまま主権者の座から降格(7頁. 図①参照)

「国会が国民の代表者として国政に参与するのであるから、国民は間接に自ら国政に参与することに成るのであって、君主と国民と共同して国家の権力を行っていくというのが、立憲君主政体の本質であります。」(『憲法講話』36~37頁)

同 第55条 【国務大臣の輔弼、法律等への副署】

① 国務**各**大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス

※「各」の一字を強調し、天皇自らが個々の国務大臣を統御する「天皇親政」を想定して国務大臣が各々単独で天皇の統治を輔弼することとした。

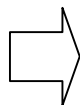
⇒天皇の統治権を守り政党内閣を阻止する狙い

憲法公布と同年に公布された「内閣官制」（内閣制度運用の基準）

第5条 ① 左ノ各件ハ閣議ヲ経ヘシ

- 1 法律案及予算決算案
- 2 外国条約及重要ナル国際条件
- 3 官制又ハ規則及法律施行ニ係ル勅令
- 4 諸省ノ間主管権限ノ争議
- 5 天皇ヨリ下付セラレ又ハ帝国議會ヨリ送致スル人民ノ請願
- 6 予算外ノ支出
- 7 勅任官及地方長官ノ任命及進退

② 其ノ他各省主任ノ事務ニ就キ高等行政ニ関係シ事体稍重キモノハ
総テ閣議ヲ経ヘシ



国務各大臣が単独で判断出来るのは各省限りの軽微な事項のみであり、ほとんど全ての重要案件は内閣の全体責任

⇒閣僚の意見一致の必要性⇒政党内閣制

(ii) 吉野作造の「民本主義」

……政治の目的は民衆の福利にあり、政策決定は民衆の意向によるとして政党内閣制と普通選挙実現を目指す。主権在**君**を定めた大日本帝国憲法に反しないよう、主権在**民**の「民主主義」とは区別した。

・「民本主義」三つの発達段階

第一段階：議会内での多数党が内閣を組織する政党内閣制の確立

第二段階：有権者が特定階級に偏り政党による利権政治が行われ
ないよう、普通選挙導入による民衆の政治参加

第三段階：社会的・経済的不平等の是正を図る社会福祉の実現

吉野は解釈改憲による民主化の限界を感じ、「合憲」であっても「非立憲」な点を指摘することで憲法の枠内での民主化を目指した。

6. 時期区分

・ I 期 桂園時代(1906~12)

条約改正の成功

日露戦争の勝利

→世界の「一等国」の仲間入りという達成感



① 戦争遂行に尽力・協力した国民各層の要求

② 陸海軍の軍備拡張要求

→①、②を達成するため山県系官僚・軍部と政友会の連合による政権交替

※ しかし日露戦争における戦費の大半は借金で、賠償金も無く財源確保が困難

・ II 期 第一次「大正デモクラシー」(1912~13)

《国内》 財政的圧迫が続く中で政友会の優位が続くことへの民衆の不満

《国外》 辛亥革命(1911)の影響

⇒閉塞した現状の打破への期待 (擬似革命的要素)

辛亥革命を満蒙権益拡大の好機と捉えた陸軍の軍拡要求

対] [立

財政悪化で軍拡を拒否する第二次西園寺公望内閣

帷幄上奏権を利用した陸軍による倒閣工作→桂太郎が宮中から府中への復帰

⇒陸軍の横暴と桂太郎による権力の私物化に反発して第一次護憲運動

・ III 期 政界再編期(1913~14)

桂太郎首相の退陣→運動は退潮に

※ ただし陸軍(桂太郎)から海軍(山本権兵衛)への交替に過ぎず、政友会は与党

不安定であった第一次山本権兵衛内閣はシーメンス事件で崩壊

第二次大隈重信内閣の時に第一次世界大戦勃発

・ IV 期 大戦中の外交と内政

《国外》(i) 対欧米協調の必要から来る中国進出抑制からの開放

(ii) 軍拡反対論の退潮

(i)、(ii) ⇒ 対外膨張主義の勢力拡大と官僚・陸軍による「超然内閣」成立

(Ex. 寺内正毅内閣とシベリア出兵)

《国内》 米騒動の全国波及に伴う社会不安の増大

- ・ V期 原敬内閣の成立
軍閥内閣に替わる「平民宰相」→民主化への期待
※ 実態……国内民主化：冷淡
外交：ワシントン体制の積極的受容

- ・ VI期 原敬内閣以後
原敬暗殺後は高橋是清が路線を継承
その後適任者が不足し山県閥の清浦圭吾が組閣

※ 民主主義的風潮の高まった状態での藩閥内閣に対して激しい反発
→第二次護憲運動と護憲三派内閣の成立へ

c.f.大正デモクラシー以後

- ……民主的政治という形式は整ったものの、政友会と民政党は長引く不況の中で有効な打開策を打ち出せず、大衆利害の組織化に失敗し、政争の激化を招く
→不満を持った大衆は社会主義へと傾倒

7.明治憲法体制の法・制度的特色

- ・ 天皇大権……統治権の総覧者として「天皇」の地位に着くものが行使できる権能。明治憲法に根拠を有するのは①国務大権②統帥大権③栄典大権
※統帥大権(11条)と軍編制大権(12条)

- ・ 元老……明治の元勳とそれに準ずる功績を認められた者から選ばれる、非公式ながら天皇の最高顧問の地位。後継首相の推薦を行う。昭和15年、西園寺公望の死去に伴い消滅したとされる。

- ・ 内閣制度……明治18年に太政官制に代わって作られた最高行政機関制度(明治22年発布の大日本帝国憲法以前から存在)。ただし憲法には内閣の規定は無く、国務各大臣の役割が規定されたのみである。天皇に対する輔弼が役割とされる。
※国務各大臣の単独輔弼(55条)

- ・ 内閣総理大臣……内閣において同輩者中の第一人者であるに過ぎない。国務各大臣は行政長官として絶対の責任者であって、天皇以外の命令に服することは無く、首相も各省大臣に命令する権限は持たない。

- ・ 統帥権の独立……主にプロイセンを範とした陸軍により進められたが、憲法制定以前の明治11年、参謀本部創設により統帥権の独立は明文化されていた。
- ・ 軍部大臣現役武官制……政党勢力の影響が軍部内に浸透するのを防ぐ目的で明治33年に法制化。大正2年に現役規定を削除するが、昭和11年に復活。現役武官の任免権は陸海軍省にあるため、軍の反対する内閣には大臣を出さずに組閣を断念させたり、大臣を辞職させて倒閣することが可能になる。

8.おわりに

- ・ デモクラシー的傾向は第一次世界大戦後の世界的潮流であり、当時「五大国」の一国を占めていた日本に全く影響が無かったとは考えられず、確かに大正期に「民主主義的傾向」と呼ぶべきものは存在したと思われるが、「デモクラシー＝民主主義」と呼べる程のものであったかは疑問
- ・ 明治憲法体制の問題点(天皇の位置付け、内閣・首相の権限)
→改善が試みられていた

※解釈改憲という方法の限界、法的根拠の無いまま慣行として制度を存続させる危険性
⇒現在の「日本国憲法改憲論議」への示唆

【参考文献】

- 坂野潤治 1997. 『日本政治史』 放送大学教育振興会
坂野潤治 2005. 『明治デモクラシー』 岩波書店
伊藤孝夫 2000. 『大正デモクラシー期の法と社会』 京都大学学術出版会
加藤陽子 2002. 『戦争の日本近現代史』 講談社
百瀬孝 1990. 『事典 昭和戦前期の日本 制度と実態』 吉川弘文館
大久保利謙編 1967. 『体系日本史叢書 3 政治史Ⅲ』 山川出版社
季武嘉也編 2004. 『日本の時代史 24 大正社会と改造の潮流』 吉川弘文館
高橋幸八郎・永原慶二・大石嘉一郎編 1980. 『日本近代史要説』 東京大学出版会

図①：美濃部達吉の天皇機関説 （作成：向井）

